

琴平町農業委員会議事録 持参

琴平町農業委員会を平成30年6月21日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
3 宮崎 知純	9 松浦 修	11 山本 重憲	
5 山田 悟	10 大森 薫之		
1 都村 尚志	12 宮脇 久雄		
2 久保 保			
4 西島 好弘			
6 神餘 哲夫			
7 牛田 正夫			
8 森本 初美			

農業委員会事務局出席者 事務局長 友枝 一朗
書記 大西 洋二

<議事日程>

報告第1号 農地法第4条許可取消について
議案第1号 農地法第5条許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 非農地証明願

その他

会長 挨拶

町長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は2番の久保委員と、4番の西島委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 報告第1号 農地法第4条許可取消について 事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第4条許可取消についてご説明致します。
お手元の議案書 報告の1ページをご覧下さい。
申請者、申請地などについて読み上げて説明。
平成29年3月に許可した案件でございます。転用目的がアパート経営ということでございましたが、なかなか事業化に至らず、この度申請を取消して、次の議案にあります5条申請を改めて行うものでございます。

会長

以上、報告になります。

会長

議案第1号 番号1 農地法5条許可申請について 事務局より説明
をお願いします。

事務局

農地法第5条許可申請についてご説明致します。
お手元の議案書 議案の1ページをご覧下さい。
番号1について、譲渡人、譲受人、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
この案件は、琴平高校入口の東側になります。前面道路は位置指定道路になります。排水については下水道となります。土地利用計画図、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長

議案第1号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

牛田委員

事務局から説明のあったとおりでございます。以前にも、転用申請が2件程あったかと思いますが、同じ場所の北東奥側になります。水利等も問題ありませんし、まわりも住宅ですので被害防除につきましても特に問題ないかと思われまますのでどうぞ、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

議案第1号 番号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長

議案第1号 番号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 番号1 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 番号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第1号 番号2 農地法5条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請についてご説明致します。
 お手元の議案書 議案の1ページをご覧下さい。
 番号2について、譲渡人、譲受人、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

 譲渡人については、他1名の共有になります。排水同意については、以前の4条申請と同じです。土地利用計画図、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号 番号2について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

山田委員 事務局から説明のあったとおりでございます。場所については、旧象郷支店の県道西側になります。4条申請から5条申請に変更する案件でございます。譲受人は、現在下櫛梨のアパートにお住まいです。新築の住宅は2階建てとなります。排水等も4条の許可と同じで、特に問題ないかと思われるのでどうぞ、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号 番号2について ご質問、ご意見はございませんか。

大森委員 4条の時は1人で、5条は共有ということですが、なぜでしょうか。

事務局 4条の時は、共有者の同意を得てアパート経営をする計画になっていました。5条は、土地売買ということで共有の申請になっています。

大森委員 土地が共有名義ということですね。

事務局 はい、そうです。

会長 議案第1号 番号2について、他にご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号 番号2について、ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 番号2 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 番号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書 議案の2ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1から2について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等、個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

平成30年6月30日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくをお願いいたします。

会長 議案第2号について、ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号 非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、お手元の議案書 議案の3ページをご覧ください。

議案第3号の 申請者、申請地、転用年月日などについて読み上げて説明。

場所につきましては、旧榎井農協の東側100mの所です。国の事業であります香川用水の社宅になっていた所です。当時の詳しいいきさつについては不明ですが、現在も住居が建っていますし50年ちかく経過しており、復元が容易でない、など琴平町としての非農地証明の要件は決めていませんが、事務局としては非農地として扱ってもよいのではと考え受理しております。

以上で、説明終わります。

会長

ただいま議案第3号の説明がございました。これに関して地元の委員さんのご説明をお願い致します。

宮脇委員

418番地は、町道と宅地に分かれてその間に申請地があります。申請人も詳しいことはわからないそうですが、香川用水の社宅が帰郷してみると建っていたそうです。税金は、当時から宅地課税だったそうです。421番7については今申請人の叔母さんが住んでいます。

以上で説明を終わらせていただきます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

会長

議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

「異議なし」との声

会長

それでは、議案第3号 非農地証明願について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長

その他について何かありますか。

事務局

前回の下限面積について調査しましたのでご報告致します。

資料をご覧ください。左側が3条申請です。都市部、島しょ部が20～30アール、それ以外が30～40アールです。利用権設定については、

設定なしのところもあります。設定ありは40aが多いようです。綾川町でも6月に議会に対して見直しの問題提示があったようです。琴平町はともに40アールになっています。設定なしはどうかと思いますが、利用権だけ見直すのか等みなさんからご意見を頂きたいと思います。

宮協委員 以前の私に関わった事例では、30アールならばというのはありました。隣の田んぼの管理者がいなくて、その方が利用権設定できるように40アールになるまで集めたというのは聞きました。ただ、下げた時の問題はあるかとは思いますが。

大森 農地を購入し長期的な転売もあるかもしれませんが、地域的に規模や年齢などで問題が生じているのも事実です。遊休農地の防止もあります。正式に手続きをするためにも、見直しは必要かと思えます。

事務局 面積の見直しをしているところは、農地法より基盤強化法の方を少なくしているようです。現農家は別として、設定がなく例えば10アールで新規就農が可能か疑問はあります。

会長 面積の見直しというのではなく、案件毎に検討するのも方法かと思えます。

大森委員 数値で示せる基準的な面積はあった方が判断はしやすいかと思えますが。

事務局 次回の定例会で各委員さんからのご意見をそれぞれ頂きたいと思えます。

事務局 相続による農地法3条の3第1項の届出が2件ありましたのでご報告致します。

事務局 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてお手元の資料をご覧下さい。お目通し頂き、ご承認頂けましたらホームページに掲載したいと思います。

会長 平成29年度の農業委員会の現在の体制のところですが、旧、新両方記入するのですか。

事務局 県の方に確認したところそのようです。まだ、新体制になっていない市町村があるようで、全部揃ったら様式は統一されると思います。

都村委員 集積目標に対する実績ですね。

事務局 はいそうです。
担い手集積については、営農組合の実績が大きく影響しています。
来年1ヘクタール新規集積が達成できなければ、集積専門員を検討しなければなりません。

会長 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、
「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
ご承認頂けますか。

「はい」との声

会長 それでは、今年の目標が達成できるようよろしく申し上げます。

会長 次回は、7月20日（金）午前9時00分琴平町役場3階大会議室にて
お願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。